

平成 23 年 4 月 28 日

各 位

更 生 会 社 株 式 会 社 武 富 士
管 財 人 小 畑 英 一

債権認否書の提出について

本日、更生債権等に関する債権認否書を東京地方裁判所に提出いたしましたのでお知らせします。

債権認否とは、債権者の皆様よりお届けいただいた債権について、認められるか認められないかを管財人が判断することを言い、この結果を記載したものが債権認否書です。

今回の債権認否の対象は、届出期限の平成 23 年 2 月 28 日までに届出された更生債権・更生担保権、および、会社更生法 139 条 1 項の要件を満たすものと判断されるものとして、平成 23 年 4 月 4 日までに届出をいただいた（届出書が更生会社に到達した）更生債権・更生担保権です。

ただし、以下の例外があります。

債権届出金額が空欄であるなど届出内容が不明のもの

届出内容についてさらに調査を続ける必要があるため、今回の債権認否書に記載しておりません。

債権届出金額欄が「****」で表示された青色の債権届出用紙で具体的金額の記載がされていないもの

債権の届出として扱うことができないため、認否の対象外としております。

債権認否結果のお知らせ方法は、次のとおりです。

【債権認否結果のご連絡】

(1) 今回の債権認否書に認否結果が記載された債権者

お届出の金額が全て認められた場合

個別の連絡はいたしません。

平成 23 年 7 月下旬から 8 月中旬にかけて、更生計画案等の書類をお送りする予定です。

お届出の金額が一部でも認められなかった場合

「認否結果通知書」という書面を 5 月 2 日より順次発送いたします。

なお、管財人の認否結果に不服のある場合の不服申立方法については、ホームページの「更生手続についてのご質問」に記載しております。

認否結果通知書が届かない場合でも、今回認否対象となっていない場合や、郵便事情による未到達といった事情が考えられるため、届出又は届出債権額が認められているとは限りませんのでご注意ください。

(2)(1)以外の届出債権者(4月5日以降に届出書が到着したもの及び4月4日までに届出書が到着したもののうち届出内容について調査の継続が必要とされたもの)

この場合は、有効な届出と認められるかどうかを裁判所が判断し、有効と認められた場合には、別途、特別調査が行われることとなります。

特別調査のスケジュールの確定は6月以降になる見込みです。確定しましたら、当社ホームページ上でご案内する予定です。

【債権認否結果の閲覧について】

債権調査期間中は、次のとおり、債権認否書の閲覧が可能です。

なお、認否結果通知書には認否書と同様の記載がされていますので、認否結果通知書をご覧いただければ他の債権者の届出更生債権等に関する認否結果に異議を唱える必要がない限り、認否書の閲覧にご足労いただく必要はございません

[閲覧ができる方]

債権届出書を提出した更生債権者、更生担保権者及び株主

[必要書類]

(1) 個人の方

本人が確認できる資料(運転免許証等)

印鑑(認印でも可)

債権届出を代理人により届け出た場合について、代理人が閲覧を希望する場合は、代理人の本人確認資料と印鑑(認め印でも可)

* 債権認否書閲覧のみを委任事項とする代理人による閲覧はできません。

(2) 法人の方

法人と来場者の関係が確認できる資料(会社発行の身分証明書等)

来場者本人が確認できる資料(運転免許証等)

委任状(会社が来場者に対し委任したことが分かるもの。ただし来場者が会社の代表者であるときは不要。)

来場者の印鑑(認印でも可)

〔閲覧期間〕平成23年5月2日（月）から5月13日（金）まで（土日祝日を除く）

午前10時から午後5時まで（午後4時受付終了）

〔場 所〕更生会社株式会社武富士本社

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号（受付1階）

以上につき、ご不明な点がございましたら、当社コールセンターまでお問い合わせください。

< 本社コールセンター >

0120-938-685

0120-390-302

受付時間 月～金（祝日を除く） 午前8時30分～午後7時